

II 国民経済計算の見方・使い方

第1部 フロー編

(1) 統合勘定について

フローの統合勘定は、モノ（財貨・サービス）の取引の結果とカネ（所得及び金融資産・負債）の流れの結果とを記録するものであって、一定期間における一国の経済活動の結果を総括したものである。

1) 国内総生産勘定（生産側及び支出側）

- ① 勘定の借方（上段）は、国内経済活動における付加価値総額を市場価格によって評価したもの（国内総生産（生産側））である。付加価値を雇用者報酬、営業余剰・混合所得、生産・輸入品に課される税及び補助金（控除）に分けて表章している。

これらのうち、雇用者報酬、営業余剰・混合所得、生産・輸入品に課される税－補助金は所得発生（受取）として国民可処分所得と使用勘定における貸方（受取）にも計上されている。なお、統計上の不突合は借方に示される。

- ② 勘定の貸方（下段）は、国内生産物に対する支出の総額を市場価格によって評価したもの（国内総生産（支出側））である。構成項目としては、消費支出として民間及び政府最終消費支出（また、消費概念が二元化されているため、家計及び政府現実最終消費を再掲）、投資支出として総固定資本形成（及び内訳としての無形固定資産）及び在庫品増加に加え、海外から国内生産物に対して行われる支出として財貨・サービスの輸出及び輸入（控除）が示されている。これらは、それぞれ残りの3勘定の需要構成項目として借方（上段）（輸入は貸方）に計上されている。

なお、総生産は国内概念で記されているが、民間最終消費支出は国民概念になっていることに注意する必要がある。これに伴う概念差は輸出（入）が国民概念で記されていることにより調整されている。

- ③ 欄外項目として示されている国民総所得を求めるためには、海外からの所得（雇用者報酬・財産所得）の受取を加算し、海外に対する所得（雇用者報酬・財産所得）の支払を控

除する必要がある。

なお、国内総生産（支出側）については、その詳細が主要系列表1として作成されている。

2) 国民可処分所得と使用勘定

- ① 当勘定は制度部門別所得支出勘定を統合することによって得られる。したがって各項目の内訳については(2)制度部門別所得支出勘定の項で説明する。
- ② 制度部門別所得支出勘定において、家計部門の雇用者報酬は国民概念になっており、国内発生分と海外からの雇用者報酬（純）の和となっているが、当勘定においては、国内で発生した雇用者報酬（国内概念）と海外からの雇用者報酬（純）に分割される。同一の雇用者報酬という用語が、当勘定では国内概念で、制度部門別所得支出勘定では国民概念（ただし、一国経済(1)所得の発生勘定は国内概念）で用いられていることに注意する必要がある。
- ③ 営業余剰・混合所得は各制度部門の和になる。
- ④ 制度部門別所得支出勘定の移転項目を統合すると、国内部門間の移転は相殺され、海外部門との移転のみが残り、海外からの財産所得（純）と海外からのその他の経常移転（純）とが区別して表章されている。
- ⑤ 生産・輸入品に課される税と補助金は、一般政府の所得支出勘定の計数に一致する。
- ⑥ 国民可処分所得／国民調整可処分所得は、各制度部門の可処分所得の和に等しい。
- ⑦ 欄外項目として要素費用表示及び市場価格表示の国民所得が計上されているが、前者は国内で発生した雇用者報酬、営業余剰・混合所得に、海外からの雇用者報酬、財産所得の受取分（純）を加算した額であり、後者は、その要素費用表示の国民所得に生産・輸入品に課される税－補助金を加算した額である。

なお、国民所得及び国民可処分所得に関する詳細は主要系列表2として作成されている。

3) 資本調達勘定

- ① 制度部門別資本調達勘定を統合したもので

あり、それぞれの対応する項目を統合することにより得られる。制度部門別資本調達勘定における土地の購入（純）については、相殺されている。

- ② 実物取引勘定の借方には、総固定資本形成、固定資本減耗（控除）、在庫品増加及び海外に対する債権の変動が計上され、貸方には、貯蓄、海外からの資本移転等（純）及び統計上の不突合が計上されている。

なお、各制度部門における純貸出（+）／純借入（-）の和は海外に対する債権の変動から統計上の不突合を差し引いたものに等しくなっている。また資本移転等には海外からの資本移転等（純）のみが計上されている。これは、国内の資本移転は統合することにより相殺されるためである。

- ③ 金融取引勘定においては、海外との取引のみが、対外資産の変動、対外負債の変動として計上され、海外に対する債権の変動がバランス項目となっている。これは、国内の金融取引は統合されることにより相殺され、海外との取引のみが残ることによるものである。

なお、各制度部門における純貸出（+）／純借入（-）（資金過不足）の和が、海外に対する債権の変動に等しい。

4) 海外勘定

海外勘定においては、国全体の海外取引が計上されており、海外の視点から記録されている。取引は経常取引・資本取引・金融取引に区分して示されている。当勘定は、「海外勘定」表の簡略表であり、詳細は付表 20「海外勘定」において表章される。

(2) 制度部門別所得支出勘定について

所得支出勘定は、生産活動の結果生み出された付加価値（固定資本減耗を含めた総ベースと除いた純ベースがある）が雇用者報酬、営業余剰・混合所得、生産・輸入品に課される税及び補助金というかたちで、財産所得とともに制度部門別にどのように配分されたか、制度部門別に社会負担・給付等の現金移転の受払や現物移転がどのように行われたかを表す。更に、このような分配・再分配の結果である可処分所得が消費支出と貯蓄にどのように配分されたかを、五つの制度部門別（非金融法人企業・金融機関・一般政府・家計（個人企業を含む）・対家計民間非営利団体）に表す。

すなわち、所得の分配と使用を制度部門別に記録する勘定である。

各制度部門別勘定はバランス項目としての貯蓄を通じて制度部門ごとに資本調達勘定に接合されている。

勘定の貸方（受取）には、要素所得としての雇用者報酬、営業余剰・混合所得、財産所得及び経常移転が示され、借方（支払）には、最終消費支出、移転項目（財産所得、その他の所得移転）及び貯蓄が示されている。

1) 要素所得

① 雇用者報酬

雇用者報酬とは、生産活動から発生した付加価値の雇用者への分配額であり、現物を含む賃金・俸給と社会保険に対する雇主の現実社会負担及び帰属社会負担からなり、家計部門のみに計上される。

なお、この所得支出勘定では、海外との受払を調整した国民概念の雇用者報酬が計上されていることに注意を要する。

② 営業余剰・混合所得

営業余剰・混合所得は、産出額から中間投入、生産・輸入品に課される税マイナス補助金を差し引いた国内要素所得から雇用者報酬を差し引いた残余であり、非金融法人企業、金融機関及び家計（うち個人企業）の3制度部門において発生している。

③ 財産所得

財産所得は、ある経済主体が他の経済主体の所有する金融資産、土地及び著作権・特許権などの無形資産を使用する場合、その使用を原因として生ずる所得の実際の移転と帰属計算による移転であって、利子、法人企業の分配所得、海外直接投資に関する再投資収益、保険契約者に帰属する財産所得及び賃貸料の五つからなっている。これらは発生主義で捉えられ、利子、賃貸料については支払義務発生時点で、法人企業の分配所得等についても配当金の公告あるいは利潤獲得時ではなく、その支払の義務発生時点で計上している。

2) 経常移転

制度部門別所得支出勘定に示される移転には、第1次所得の配分勘定に表章される「生産・輸入品に課される税」、「補助金」と所得の第2次分配勘定に表章される「所得・富等に課される経常税」、「社会負担および給付」、「その他の

経常移転」がある。

① 生産・輸入品に課される税

「生産・輸入品に課される税」は、大きく「生産物に課される税」と「生産に課されるその他の税」に分けられ、前者をさらに「付加価値型税」（企業によって段階的に徴収される財貨・サービス等に課される税等）、「輸入関税」及び「その他」（特定種類の財貨・サービス等に課される税等）に分割している。また後者を、生産過程に用いられる土地、固定資産等に課される税に分類する。

② 所得・富等に課される経常税

「所得・富等に課される経常税」は「所得に課される税」と「その他の経常税」に分割され、関係部門に表章されている。

なお、相続税、贈与税は、「資本移転」として扱い、資本調達勘定（実物取引）において表章される。

③ 社会負担および給付

「社会給付」は「現物社会給付」と「現物社会移転以外の社会給付」に大別される。「現物社会給付」は、現物所得の再分配勘定に表章され、「払い戻しによる社会保障給付」と「その他の現物社会保障給付」に分割されている。「現物社会移転以外の社会給付」は、「現金による社会保障給付」、「年金基金による社会給付」、「無基金雇用者社会給付」及び「社会扶助給付」に分割されている。

「社会負担」は、「現実社会負担」と「帰属社会負担」に大別される。このうち、「現実社会負担」は、雇主が社会保険制度を管理する基金に対して支払う社会負担である「雇主の現実社会負担」と雇用者本人による社会保険制度を管理する基金に対する負担である「雇用者の社会負担」に分割される。

また、支払先により、「雇主の現実社会負担」は「雇主の強制的現実社会負担」（対社会保障基金）と「雇主の自発的現実社会負担」（対年金基金）に分割される。同様に、「雇用者の社会負担」も、「雇用者の強制的社会負担」（対社会保障基金）と「雇用者の自発的社会負担」（対年金基金）に分割される。

「雇主の現実社会負担」は、雇主が雇用者の利益のために支払う性格のものであるため、まず第1次所得の配分勘定において記録し、「他に分類されない経常移転」に計上す

る事務費掛金を除いた額を家計が所得の第2次分配勘定において一般政府（社会保障基金）ないし金融機関（年金基金）に支払ったものとして記録している。

なお、「帰属社会負担」は、家計による二重受取を回避するために設けられた項目であり、所得の第2次分配勘定における「雇主の帰属社会負担」と同額を家計が雇主に支払ったものとして記録している。

④ その他の経常移転

「その他の経常移転」は、「非生命保険取引」、「一般政府内の経常移転」、「経常国際協力」、「他に分類されない経常移転」の四種類に分類される。

「非生命保険取引」は、反対給付のある（契約に基づく）支払および受取としての「非生命純保険料」と「非生命保険金」で、全制度部門にみられる。「一般政府内の経常移転」には、「中央政府→地方政府」へと移転される地方交付税交付金、義務教育費国庫負担金等、「中央政府→社会保障基金」へと移転される厚生保険特別会計、国民年金特別会計への繰入、「地方政府→社会保障基金」へと移転される補助費等からなる経常的移転が含まれ、一般政府にだけ表章されている。「経常国際協力」は、国際収支統計における「公的部門の経常移転収支」のうち「無償資金協力」及び「国際機関分担金」と整合的な概念であり、他国に対する食料増産等援助費や経済開発援助費等の無償資金協力、国際機関に対する日本政府の分担金・拠出金の支払・回収が含まれる。一般政府にだけ表章されている。「他に分類されない経常移転」には、上記の項目に含まれない経常移転取引が表章され、「その他の経常移転」と「罰金」からなる。「その他の経常移転」には、寄付金、負担金、家計間の仕送り・贈与金等、罰金以外の他の項目で表章されないあらゆる経常移転取引が含まれ、全制度部門にみられる。「罰金」は、家計や企業が政府に対して支払う種々の規則違反による支払を指し、交通反則者納付金等が含まれる。関係部門に表章されている。

3) 最終消費支出及び貯蓄

以上に掲げた分配、再分配による所得の受払に加え、さらに一般政府、家計及び対家計民間非営利団体については、最終消費支出として記

録される支払があり、その結果、残余が貯蓄となる。

所得支出勘定は、五つの制度部門における所得の分配と使用に関して、その取引の段階に応じて以下の四つの勘定に分割し、詳細に記録している。

① 第1次所得の配分勘定 Allocation of primary income account

：各制度部門が生産過程へ参加した結果として受け取る所得（雇用者報酬、混合所得、営業余剰等）と共に、財産所得の受払を記録する勘定。「第1次所得バランス」をバランス項目とする。

② 所得の第2次分配勘定 Secondary distribution of income account

：第1次所得バランスをもとに、現物社会移転を除く経常移転の受取及び支払がどのようにその制度部門の可処分所得に変換されるかを示す勘定。この勘定に受払が記録される経常移転は、「所得・富等に課される経常税」、「社会負担」「現物社会移転以外の社会給付」（「現金による社会保障給付」、「年金基金による社会給付」、「無基金雇用者社会給付」及び「社会扶助給付」から構成される）及び「その他の経常移転」である。これら経常移転から、バランス項目として「可処分所得」が導出される。

③ 現物所得の再分配勘定 Redistribution of income in kind account

：所得の第2次分配勘定のバランス項目である可処分所得をもとに、「払い戻しによる社会保障給付」、「その他の現物社会保障給付」、「個別非市場財・サービスの移転」からなる現物社会移転の受払を記録する勘定。「調整可処分所得」をバランス項目とする。

④ 所得の使用勘定 Use of income account

：所得の第2次分配勘定から導き出される「可処分所得の使用勘定」と、現物所得の再分配勘定から導き出される「調整可処分所得の使用勘定」の二つからなる。前者は、「可処分所得」をもとに、最終消費支出、年金基金年金準備金の受払をそれぞれ記録し、貯蓄を導出する。後者は、「調整可処分所得」をもとに、現実最終消費と年金基金年金準備金の受払をそれぞれ記録し、貯蓄を記録する。

(3) 制度部門別資本調達勘定について

非金融法人企業、金融機関、一般政府、家計（個人企業を含む）、対家計民間非営利団体の五つの制度部門について作成され、資本蓄積の形態とそのための資金調達の源泉を示し、資産の変動を導出するものである。貯蓄を通じて所得支出勘定と接合され、国民所得勘定と資金循環勘定を結びつけると同時に、資産の変動を通じてこれらのフロー勘定とストック勘定である貸借対照表勘定とを接合する役割を果たしている。

なお、資本調達勘定は実物取引勘定及び金融取引勘定からなる。

1) 実物取引勘定

実物取引勘定は、総固定資本形成（ネットで取引を把握することが可能になるよう、固定資本減耗分を控除項目として記録している）、在庫品増加、土地の購入（純）という実物資産の蓄積の姿を示すと同時に、この蓄積のための原資をどう調達したかを明らかにする。

原資としては、①所得支出勘定における受取のうち、他の支払にあてられず残差として得られた貯蓄、②他の部門から資産の購入等のために反対給付なしに受け取る資本移転（受取－支払の純額）、からなる。この結果、原資が実物資産の蓄積を上回れば純貸出になり、資金を他部門で運用することになる。逆に原資が実物資産の蓄積を下回れば純借入になり、海外を含め、他の部門から資金を調達することになる。

2) 金融取引勘定

金融資産・負債の変動が、資産・負債の項目別に作成され、「金融資産の変動の合計」と「負債の変動の合計」との差額が「純貸出(+)／純借入(-)（資金過不足）」として計上される。概念的には、各制度部門の「純貸出(+)／純借入(-)」と「純貸出(+)／純借入(-)（資金過不足）」とは一致するものであり、金融取引勘定は、原資と実物資産の蓄積の差である資金の運用や調達の内訳を、金融資産・負債の項目別に示したものである。

3) 統合勘定における資本調達勘定との関係

各制度部門の資本調達勘定を国全体に積み上げたものが、統合勘定における資本調達勘定であるが、以下の点が異なる。

① 土地の売買は居住者間で行われるので、制度部門別勘定では部門間の土地売買を「土地の購入（純）」として計上されているが、国

全体では「土地売却＝土地購入」となるため、統合勘定においては「土地の購入（純）」は計上されていない。また、海外における土地の購入は海外勘定（金融取引）に計上され、概念上は金融資産の取得となる。

② 貯蓄投資バランスは「純貸出(+)／純借入(-)」として計上されているが、統合勘定においては「海外に対する債権の変動」として計上されている。ただし、統計上の不突合があるため、各制度部門の純貸出(+)／純借入(-)の合計と統合勘定の海外に対する債権の変動は一致しない。

③ 資本移転は、制度部門別勘定では、受取、支払別に居住者、海外とも計上されているが、統合勘定においては、国内部門間の資本移転は相殺されるため、海外からの資本移転のみ「海外からの資本移転等（純）」として計上されている。

(4) 主要系列表について

1) 国内総生産（支出側）

① 主要系列表1は、国内概念に基づき財貨・サービスの処分に対応する支出の状況を、最終消費支出、総資本形成（投資）、財貨・サービスの輸出入の需要項目ごとに大別し、さらにそれらを需要項目の性質別に分割して示している。

名目、実質両系列について年度、暦年計数のみならず、四半期ごとの原系列が作成されている。項目が簡略化されてはいるものの速報ベースの計数も四半期別GDP速報(QE)として作成されている（1次QEは当該四半期終了後1ヶ月と2週間程度後、2次QEは2ヶ月と10日程度後）。QEは四半期原系列に加え季節調整系列を公表しており、景気動向の把握などに幅広く利用されている。

② 構成項目の概略は次の通りである。消費支出は、民間最終消費支出と政府最終消費支出に分割され、前者はさらに家計と対家計民間非営利団体の両制度部門の支出に細分されている。

総資本形成は、総固定資本形成と在庫品増加に分かれ、それらはそれぞれ民間、公的両部門に細分されている。

財貨・サービスの純輸出は、財貨・サービスの輸出から財貨・サービスの輸入を控除し

たものである。

③ なお、欄外項目として名目については国民総所得、実質については国内総所得と国民総所得が表章されている。

名目については、国民総所得は、国内総生産に海外からの所得の純受取を加算したものに等しい。一方、実質については、国内総所得は、国内総生産に交易利得を加えたものに等しく、また国民総所得は、国内総所得に海外からの所得の純受取を加算したものに等しい。

④ 実質値は、価格の騰落による増減を除去し、数量の動き（品質の変化を含む）を捉えるために表章されており、参照年（デフレーター＝100となる年、平成12暦年）の名目値を基準として金額表示したものになっている。

⑤ デフレーターは、名目値を実質値で除したもの（インプリシット・デフレーター）を掲載している。ただし在庫品増加については残高値により計算している。

2) 国民所得・国民可処分所得の分配

主要系列表2は、居住者が一定期間にたずさわった生産活動によって発生した純付加価値額を生産要素別と制度部門別を折衷した分類項目で表章したものであって、制度部門別所得支出勘定の各制度部門の該当項目から組替表示したものである。

① まず、雇用者報酬は所得支出勘定の家計部門の貸方にある総額を(a)賃金・俸給、(b)雇主の社会負担の二つに分類している。

② また財産所得は、(1)一般政府、(2)家計、(3)対家計民間非営利団体の各部門の該当項目を振り替え、財産所得の純額、受取額および支払額を表章している。

③ さらに、企業所得は所得支出勘定の営業余剰・混合所得に財産所得の受払の差額、すなわち純財産所得を加えたものである。企業所得については、(1)民間法人企業、(2)公的企業、(3)個人企業に分類表章している。すなわち、民間法人企業所得は所得支出勘定の非金融法人企業部門と金融機関部門の民間分から導き出されており、他部門への法人企業の分配所得の受払後のものについて表章している。また、法人企業の分配所得受払前の民間法人企業所得については欄外に示されている。なお、企業所得については、すべて在庫品評価調整後で計上されている。

④ 個人企業について注意すべきことは、家計の受取財産所得は個人企業の営業活動による収益とみなさず、最終消費主体としての家計が受け取るとみなし、前記(2)制度部門別所得支出勘定の家計部門に全額計上し、ここでは加算していないことである。

⑤ 以上の諸項目の合計額が国民概念の要素費用表示の純生産＝国民所得として表章されている。

⑥ このようにして求めた要素費用表示の国民純生産（国民所得）に、所得支出勘定の一般政府部門の受払に計上されている「生産・輸入品に課される税（控除）補助金」を加えることにより、市場価格ベースに転換して市場価格表示の国民所得を表章している。

⑦ 可処分所得は、制度部門別には受け取った所得から経常移転支払を控除したもので、消費と貯蓄の合計に等しい。

調整可処分所得は、「可処分所得＋現物社会移転の受払」として定義され、制度部門別にみると、家計部門には「現物社会移転受取」が加わり、一般政府及び対家計民間非営利団体からは「現物社会移転支払」が除かれる。国全体としては可処分所得と同額となる。

国全体では、市場価格表示の国民所得に制度部門別所得支出勘定から求められる財産所得以外の経常移転の純受取額の各制度部門総額を加算したものが国民可処分所得となる。

なお、この純受取額は、統合勘定の「海外勘定」の「その他の経常移転」の純受取額及び「国民可処分所得と使用勘定」に示されている「海外からのその他の経常移転（純）」と一致することになる。

3) 経済活動別国内総生産

主要系列表3は、付表2「経済活動別の国内総生産・要素所得」の表のうち国内総生産の動向を時系列表示したものである。ただし、国民経済計算では国内総生産（支出側）をもって国内総生産とみなしているため、主要系列表3では、付表2の国内総生産合計を「国内総生産（不突合を含まず）」、主要系列表1「国内総生産（支出側）」の国内総生産（支出側）の数値を「国内総生産」とそれぞれ表示し、両者の差額を統計上の不突合として計上している。なお、経済活動別分類は第1－1表のとおりである。

第1－1 産業、政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の経済活動別分類

大 ・ 中 分 類		小 分 類
1. 産業		1. 産業
(1)農林水産業	1. 農林水産業	1. 農業 2. 林業 3. 水産業
(2)鉱業	2. 鉱業	4. 鉱業
(3)製造業	3. 食料品	5. 食料品
	4. 繊維	6. 繊維
	5. パルプ・紙	7. パルプ・紙
	6. 化学	8. 化学
	7. 石油・石炭製品	9. 石油・石炭製品
	8. 窯業・土石製品	10. 窯業・土石製品
	9. 一次金属	11. 鉄鋼 12. 非鉄金属
	10. 金属製品	13. 金属製品
	11. 一般機械	14. 一般機械
	12. 電気機械	15. 電気機械
	13. 輸送用機械	16. 輸送用機械
	14. 精密機械	17. 精密機械
	15. その他の製造業	18. 衣服・身回品 19. 製材・木製品 20. 家具 21. 出版・印刷 22. 皮革・皮革製品 23. ゴム製品 24. その他の製造業
(4)建設業	16. 建設業	25. 建設業
(5)電気・ガス・水道業	17. 電気・ガス・水道業	26. 電気業 27. ガス・水道・熱供給業
(6)卸売・小売業	18. 卸売・小売業	28. 卸売業 29. 小売業
(7)金融・保険業	19. 金融・保険業	30. 金融・保険業
(8)不動産業	20. 不動産業	31. 住宅賃貸業 32. その他の不動産業
(9)運輸・通信業	21. 運輸・通信業	33. 運輸業 34. 通信業
(10)サービス業	22. サービス業	35. 公共サービス 36. 対事業所サービス 37. 対個人サービス
2. 政府サービス生産者		2. 政府サービス生産者
(1)政府サービス生産者	1. 電気・ガス・水道業	1. 電気・ガス・水道業
	2. サービス業	2. サービス業
	3. 公務	3. 公務
3. 対家計民間非営利サービス生産者		3. 対家計民間非営利サービス生産者
(1)対家計民間非営利サービス生産者	1. サービス業	1. 教育 2. その他